

フェローシップ支給対象生の義務等

学内「フェローシップ支給等実施規程」より抜粋

(フェローシップ支給対象学生の義務)

第7条 フェローシップ支給対象学生の義務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 本学が実施する研究力向上及びキャリアパス支援等に関するプログラムに参加すること。
- (3) 研究活動の進捗状況を定期的に発表すること。
- (4) メンター教員による面談、指導を定期的に受けること。
- (5) 本学が行う研究倫理教育を受講すること。
- (6) 本学が行う公的研究費の適正な取扱いに関するコンプライアンス教育を受講すること。

研究費を使う場合
の必要要件です

(フェローシップ支給の取消し、中断等)

第8条 フェローシップ支給の取消しの要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

省略

- (2) 前条に規定する義務の履行状況が不十分と認められる場合
- (3) 本人からフェローシップ支援の辞退申し出があった場合
- (4) 休学した場合。ただし、出産、育児及び傷病等やむを得ない休学の場合並びに前条に規定する義務の履行が可能な休学の場合は、この限りでない。

省略

- 2 前項第4号のただし書きの休学により前条に規定する義務の履行が困難になった場合は、学長の判断により、フェローシップ支給を一時中断し、復学後に再開をすることができる。

ライフイベント、
病気などの場合は
救済措置がある